

小金井市

こども家庭センター

こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない相談支援を行います。妊娠期と18歳までの子どもとその家庭に関するあらゆるご相談を伺い、必要に応じて専門機関の紹介やサービスの提供を行います。他機関とも連携・協力し、子育てや子どもの成長のお手伝いをします。

母子保健サービス

妊産婦・乳幼児の健康を支えます

- 妊婦面談
- 両親学級
- 新生児訪問
- 産後ケア
- 乳幼児健診
- のびのび広場相談
- むし歯予防
- 離乳食教室

など

母子保健
係

☎042-321-6296
月～金 8:30～17:00
(祝日、年末年始を除く)

こども家庭相談サービス

18歳までの子どもと家庭の
子育て・子育てを支えます

- 親子あそびひろば「ゆりかご」
- ファミリー・サポート・センター
- 育児支援ヘルパー
- 子どもショートステイ・
トワイライトステイ

など

こども家庭
相談係

☎042-321-3161
月～金 8:30～17:00
土 9:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)



関係機関

- 保育園
- 幼稚園
- 児童館
- 児童発達支援センターきらり
- 医療機関
- 保健所
- 児童相談所 など



相談窓口

●妊婦面談

保健師が個別に面談を行い、妊婦の体調のこと、妊娠中や出産後の事業紹介、きょうだいへの対応など一人ひとりの状況に合わせて相談に応じます。
面談を受けた方にはお祝いの品を差し上げます。(詳しくはP33)

●のびのび広場相談

市内公共施設で保健師や助産師・管理栄養士・歯科衛生士(一部施設のみ)が、乳幼児を対象に育児相談・栄養相談・歯科相談等を行っています。(詳しくはP38)

●その他相談

乳幼児健診、栄養相談や歯科相談事業を実施しています。健康や発達について、専門職が相談に応じます。(詳しくはP37～38)

●子育てに関する相談

こども家庭センターでは0歳～18歳の子どもとその家庭に関する子育てに関する相談をお受けします。必要に応じ専門機関につなげます。(詳しくはP15)

●こころの相談

臨床心理士による専門相談をお受けします(詳しくはP15)

妊娠期から産後の主なサービス

こども家庭センターで子育て家庭を支援するサービスを実施しています。

●両親学級

妊婦とそのパートナーを対象とした赤ちゃんを迎えるための教育事業です。(詳しくはP33)

●産後ケア

出産後のサポートが必要なお母さんが助産師のケアを受け、休息をとることができま(日帰り・宿泊・訪問型)。利用については要事前申込。(詳しくはP37)

●新生児訪問

赤ちゃんとお母さんの健康や状況を伺うため、専門員が家庭訪問をします。(詳しくはP37)

●育児支援ヘルパー(産前産後)

お手伝いしてくれる人がいない、安静を要する妊婦さん、産婦さんを対象に家事や育児のお手伝いをします。(詳しくはP50)

●親子あそびひろば「ゆりかご」

0歳から就学前までのお子さんとそのご家族や妊婦さんが対象です。
親子で一緒に遊んだり、子育て情報が集まっているひろばです。(詳しくはP15)

●ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい方とのお手伝いをしたい方が地域の中で相互に助け合う会員組織です。(詳しくはP49)

●ファーストバースデーサポート事業

1歳のお誕生日を迎えたお子様のいるご家庭を対象に、子育てアンケートを実施し、育児の相談支援を行います。アンケートにご回答いただいた方には、育児ギフトを差し上げます。(詳しくはP37)

●妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付

妊娠時から出産時まで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を実施し、現金やギフトを給付します。(詳しくはP33～34)





小金井市 子ども オンブズ パーソン





あなたの「困った」を
いっしょに考える場所

4
階
だよ！



ここ！

つらい・悲しい気持ちになったり、困ったら…

たとえば、学校で…

急に、ともだちに無視された…
でも、どうして？ 理由が分からない…

たとえば、家で…

手伝いが多くて自分の時間がない…
家族に気持ちを分かってもらえない…

ひどりで悩まずに、相談してね！

安心
いでも！

どんなこと
でもいいよ

秘密は、だれにも
言わないよ

お金は
かからないよ

名前はおぼわなくても
いいよ

解決する方法をいっしょに考えよう！

あなたの気持ちをききながら、一番いい
方法をいっしょに考えるよ！

解決するために必要なことを調べるね。
必要があるときは、関係する人や機関にも協力
をお願いするよ。

かいけつ 解決！ 「困った」が「もう大丈夫」になるまで、あなたの気持ちを大事にするよ

子どもオンブズパーソンって？

小金井市子どもオンブズパーソンは、「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づいて設置された独立した子どものための相談・救済機関です。

子どもの気持ちを尊重し、子どもとともに一番良い方法を考えていくことを通じて、子ども自身が「もう大丈夫」と思えるようになること、自ら課題を解決できるようになることを大切にしながら相談者や関係者に向かいます。

相談・支援で解決しない場合は、子どもの最善の利益を第一に考慮し、救済の申立て等により関係機関等に対し調査、調整を行ったり、協力や改善を求めたりすることができます。

あわせて子どもの権利に関する普及啓発を行うなどを通じて、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを目指します。



会って・電話で

フリーダイヤル(子ども専用)

0120-770-977

おとな用 042-388-4370

《相談できる曜日・時間》(水曜、日曜、祝日、年末年始はお休み)

月・火・水・金	午後1時～午後7時	土	午前10時～午後4時
---------	-----------	---	------------

メールで

専用入力
フォームから
相談できます



手紙で

〒184-0012
小金井市中町3-9-10 Costa4階
子どもオンブズパーソンあて



「小金井市子どもの権利に関する条例」を知っていますか？

小金井市では、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定しています。(平成21年3月12日制定)

かけがえのない子どもの大切な権利

- **家庭の役割** 子どものことを、第一に考えて育てます。子どもが安心して成長できるように育てます。
- **学校などの役割** 自分の力で育ったり、学んだりできるように助けます。
事故などがおきないように、安心と安全を守ります。
- **地域の役割** みんなで子どもの権利を守ります。地域の大切なひとりの人として助けます。
- **市の役割** 子どもの権利が守られるまちをつくっていきます。
子どもの意見が生かされるようにします。子どものために市のしゅみを整えます。

ゆたかに育つ権利

- 学ぶこと。 ● 遊ぶこと。
- スポーツに親しむこと。
- しぜんに親しむこと。

クラスで話し合いのとき、友だちの考えとちがっても、自分の考えをはっきりとつたえていいんだよ。



自分らしく生きる権利

- 自分らしさが大切にされること。
- 自分のひみつが守られること。
- 心と体を休ませる時間をもてること。

「いじめ」にあっても、がまんしつづける必要なんかないよ。まわりの人たちに助けてもらおう。



安心して生きる権利

- 命が守られ、大切にされること。
- いじめられたり、乱暴されたりしたら、助けてもらえること。
- 病気になったら、病院などで、みてもらえること。



意見を表わす権利

- 自分の考えや意見が大切にされること。

助けてもらえる権利

- 困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、まわりの人たちに助けてもらえること。

相談窓口

子どもの権利はみんながもっています。
思いやりをもって、他の人の権利も守りましょう。

条例の全文や、子どもの権利に関連した各種相談窓口の連絡先は、市のホームページで確認することができます。
詳細は右記の二次元コードか、<http://www.city.koganei.lg.jp> から「子どもの権利」で検索ください。

問合 児童青少年課 児童青少年係 TEL 042-387-9847



児童虐待かも…と不安になったら

児童虐待は、子どもの基本的人権を侵害し、時にはその生存権(命)さえも脅かします。また、子どもの心に生涯深い傷を残します。

しつけと体罰、どちらがうの？

「しつけ」は…子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為。「体罰」は…子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)。

こども家庭庁ホームページ(<https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/no-taibatsu/>)を加工して作成

①主な児童虐待の種類

身体的虐待

- 身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- 殴る・蹴る・たばこの火を押し付ける・熱湯をかける など

性的虐待

- 性的ないたづらをしたり、性的関係を強要したりする
- 性的行為を強いる・性的行為を見せる・ポルノなどの性的商品の対象にする など

ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

- 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置
- 家や車の中に放置する・食事や風呂などの世話をしない・健康を損ねても治療しない・同居人の子どもへの暴力を見逃す など

心理的虐待

- 著しい暴言または著しい拒絶的な対応、家庭内における配偶者に対する暴力
- 子どもの存在を否定するような暴言・発達段階や能力以上のことを要求できないと叱る・子どもの前でDV(夫・妻・パートナーからの暴力)を行う など

子どもを虐待から守る5か条

「おかしい」と感じたら迷わず連絡…………… <通告してください>

※児童虐待の相談・通告の誤報への罰則規定はありません。

「しつけのつもり…」は言い訳…………… <子どもの立場で判断>

ひとりで抱え込まない…………… <あなたにできることから即実行>

親の立場より子どもの立場…………… <子どもの命が最優先>

虐待はあなたの周りでも起こりうる…………… <特別なことではない>

文部科学省ドキドキ子育て「家庭教育手帳」より

叩かない、どならない宣言 ～子どもへの虐待を防ぐために～

都では平成31年4月から「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、しつけに際し、子供に対して行う体罰などの肉体的苦痛、または精神的苦痛を与える行為を禁止しています。また、令和2年4月1日から「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが規定されました。

こんなことしていませんか？

- 口で3回注意したけど聞いてくれないので、頬を叩いた。
- 大切なものにいたづらをしたので、長時間正座させた。
- 友達を殴ってけがをさせたので、同じように子どもを殴った。
- 他人のものを盗んだので、罰としてお尻を叩いた。
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

➡ これらは
全て体罰です。

○冗談のつもりで「お前なんか生まれてこなければよかった」など
子どもの存在を否定するようなことをいった。
○やる気を出させるために、きょうだいを引き合いにして、ダメ出しや無視をした。

これらは
子どもの心を
傷つける行為です。

子どもとの関わり

安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。『叩かない、怒鳴らない子育て』で子どもと向き合しましょう。体罰等は良くないとわかっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じることもあります。悩んだ時は相談を。

参考・引用：厚生労働省
「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」
二次元コード



東京都
「体罰等によらない子育てハンドブック」
二次元コード



相談

名称	内容	連絡先
小金井市 こども家庭センター こども家庭相談係	市の子育て総合相談窓口。 虐待に関する相談ができます。	TEL 042-321-3146 FAX 042-321-3190
東京都小平児童相談所	小金井市を管轄する児童相談所。 児童相談や虐待に関する相談ができます。	TEL 042-467-3711 FAX 042-467-5241
子どもの虐待防止センター・ 電話相談	子育ての悩みや虐待に関する電話相談	TEL 03-6909-0999 月～金 10:00～17:00 土 10:00～15:00

相談窓口

児童相談所全国共通ダイヤルについて

子どもたちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするため、「189」（いちはやく）という3桁の番号になりました。

☎児童相談所全国共通ダイヤル



※一部のIP電話からはつながりません。

こんなときにはすぐお電話ください。



相談窓口



教育相談所

教育相談所では、お子さんのいろんなご心配について相談に応じています。

たとえばこんなときに・・・幼稚園や学校に行きたがらない。友達と遊べない。気になる癖がある。吃音。夜尿。言葉や発音。心身の発達について。進路、就学について。

＜対象＞ 市内の幼児～高校生

＜日時＞ 月～土（祝日、年末年始を除く）9:00～16:30

＜申込＞ 保護者、本人から電話でお申し込みください。

＜電話相談＞ 電話での相談も受け付けます。

＜メール相談＞ メールによるご相談の返信は情報提供にとどまります。

【問合せ】 教育相談所 本町6-5-3 シャトー小金井別館3階

TEL 042-384-2097・2508 FAX 042-384-2097 E-mail:kyouiku-soudan.koganei@koganei.ed.jp

子ども・子育て

名称または事業	内容	問合せ・受付
東京都 教育相談センター 電話相談	幼児から高校生年齢段階までの子どもを対象とする教育相談、高校進級・進路・入学相談	0120-53-8288(教育相談一般) 24時間対応 ※来所相談は予約制
こどもの人権110番	いじめ、体罰など子どもの人権に関する電話相談	0120-007-110 月～金 8:30～17:15
東京都いじめ相談ホットライン	いじめに関する電話相談	0120-53-8288 24時間対応
ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談係)	20歳未満の子ども自身からの相談、ご家族や学校関係者の方々からの相談も可能	03-3580-4970 24時間
話してみなよ ー東京子供ネットー	18歳未満の子ども いじめ・虐待・体罰などに関する電話相談	0120-874-374 月～金 9:00～21:00、 土日祝 9:00～17:00 年末年始を除く
児童相談センター よいこに電話相談	18歳未満の子ども 子どもの問題についての電話相談	03-3366-4152 FAX 03-3366-6036(聴覚言語障がい者専用) 月～金 9:00～21:00、土日祝 9:00～17:00 年末年始を除く
NPO チャイルドラインむさしの	18歳までの子ども電話相談	0120-99-7777 16:00～21:00 年末年始を除く
小金井警察署生活安全課少年係	青少年支援非行問題・少年問題	042-381-0110
警視庁立川少年センター(前)	心理相談専門員による少年に関する相談(予約制)	042-522-6938(予約受付) 月～金 8:30～17:15
東京都小平児童相談所	児童福祉司による相談(養育・しつけ・心身の発達・非行・里親など)	042-467-3711 FAX 042-467-5241 月～金 9:00～17:00
小平児童相談所 フォスティング機関キアセット	小平児童相談所管轄の小金井市含む多摩地区9つの市に在住している養育家庭の里親子をトータルサポート ホームページ https://kodairafostering-kiiasetto.jp/	042-314-9031 月～金 9:00～20:00

(前) …事前に申し込みが必要です。

子ども・子育て

名称または事業	内容	問合せ・受付
子育て相談 こども家庭センター こども家庭相談係	子育て全般の電話相談(総合相談)	042-321-3146 FAX042-321-3190 月～土 9:00～17:00
ひとり親相談 子育て支援課	ひとり親家庭の生活上の問題、経済上の問題 など、各種の相談に相談員が応じます。	042-387-9836
保育所の子育て支援	0歳から就学前の乳幼児と保護者の方を対象 に、子育て相談や一時保育、園庭開放、行事を 通じての親子交流などを行っています。	保育所・幼稚園P58以降参照
子育て相談(児童館)	子育て全般に関する相談	各児童館(P16参照)
日本保育協会 ママさん110番	子育て全般の電話相談	03-3222-2120 月～金 10:00～12:00、13:00～16:00 年末年始・祝日を除く
東京労働局雇用環境・ 均等部 指導課	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法に関する電話相談	03-3512-1611 月～金 8:30～17:15

母子

名称または事業	内容	問合せ・受付
こども家庭センター 母子保健係	市の保健師・管理栄養士・歯科衛生士 による妊婦・乳幼児電話相談	042-321-6296 月～金 8:30～17:00
子供の健康相談室 (小児救急相談)	看護師や保健師等による子供の健康・ 救急に関する相談。必要に応じて小児 科医師が相談に応じます。	03-5285-8898(全ての電話) #8000(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) 月～金 18:00～翌朝8:00(年末年始・祝日を除く) 土・日・祝日・年末年始 8:00～翌朝8:00
赤ちゃんを亡くされた ご家族のための電話相談	SIDSをはじめ、その他の病気・事故・死 産などで赤ちゃんを亡くされたご家族 の精神的支援のための電話相談	03-5320-4388 毎週金曜日 10:00～16:00 祝日・年末年始を除く

女性

名称または事業	内容	問合せ・受付
女性総合相談 (前) 企画政策課 男女共同参画室	面談及び電話によるカウンセリング (原則、毎週金曜日及び第2・4木曜日) ①13:30～ ②14:30～ ③15:30～	電話(042-387-9853 月～金 8:30～17:00) または右の相談申込フォーム より要予約
女性相談 子育て支援課	女性の生活上の問題・経済上の問題な ど各種相談に相談員が応じます。	042-387-9836
東京都女性相談支援センター 多摩支所 電話相談	女性の悩み相談	042-522-4232 9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
東京ウィメンズプラザ	女性の悩み相談	03-5467-2455 9:00～21:00(年末年始を除く)
	DV、デートDVについて	03-5467-1721 9:00～21:00(年末年始を除く)
東京都女性相談支援センター 多摩支所・東京ウィメンズプラザ 相談員による面接相談 (前)	女性の悩み相談 面談相談(予約制)	電話で予約のうえ来所 【東京都女性相談支援センター多摩支所】 042-522-4232 9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始を除く) 【東京ウィメンズプラザ】 03-5467-2455 9:00～21:00(年末年始を除く)
DV相談+(プラス)	DV、デートDVについて	0120-279-889 電話は24時間受付 チャットは12:00～22:00

相談窓口



(前) …事前に申し込みが必要です。

心

名称または事業	内容	問合せ・受付
多摩総合精神保健福祉センター	対人関係や心の問題電話相談	042-371-5560 月～金 9:00～17:00
東京都夜間こころの電話相談	こころの健康に関する相談	03-5155-5028 夜間 17:00～21:30
思春期のこころの相談 多摩府中保健所(前)	親としての接し方等の悩み、子どものひきこもり・暴力等について、精神科医師が相談に応じます。	042-362-2334(代表) 不定期(予約制)
都立小児総合医療センター こころの電話相談室	精神科の専門スタッフによる子どもの心の問題に関する相談	042-312-8119(相談室直通) 火・木 9:00～12:00 年末年始を除く

医療など

名称または事業	内容	問合せ・受付
くすり相談	くすりに関する電話相談	03-3506-9457 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く
ぜん息・COPD 電話相談室	専門医と看護師による ぜん息・COPDに関する相談	0120-598-014 月～土 10:00～17:00 祝日・年末年始を除く
医療安全支援センター (患者の声相談窓口)	患者が医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関の信頼関係の構築を支援します。	東京都福祉保健局 03-5320-4435 多摩府中保健所内 042-362-4691 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
東京消防庁 救急相談 センター	・病院に行った方がいいのか、救急車を呼んだ方がいいのか迷ったときのアドバイス ・受診に関するアドバイス ・応急手当に関するアドバイス ・医療機関案内など	24時間年中無休で看護師が医師の助言を得て対応しています。 #7119 携帯電話、プッシュ回線から ダイヤル回線からは 042-521-2323
医療情報ネット(ナビ)	問い合わせ時間に診療を行っている近くの医療機関を、アナウンスに従って操作すると、テレホンサービスが案内します。 URL https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/52300/initialize	03-5272-0303 毎日24時間対応 (聴覚障害者専用FAX) 03-5285-8080
福祉 オンブズマン	福祉サービスに対する苦情	福祉サービス苦情調整 委員事務局 TEL&FAX 042-383-1225 受付 月～金 8:30～12:00 13:00～17:00 相談日 水 13:00～17:00

男性

名称または事業	内容	問合せ・受付
東京ウィメンズ プラザ	男性のための悩み相談 電話相談 面接相談(予約制)	03-3400-5313 月・水・木 16:00～20:00 土 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

(前) …事前に申し込みが必要です。

